

# 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 32 期（平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで）

平成 30 年 8 月 31 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 三 優 監 査 法 人  
所 在 地 東京都新宿区西新宿一丁目 24 番 1 号  
代 表 者 古藤 智弘

## 一．業務の概況

### 1．監査法人の目的及び沿革

#### (1) 監査法人の目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談の業務

#### (2) 沿革

昭和 61 年 10 月 21 日 監査法人三優会計社として東京都千代田区に設立  
平成 7 年 5 月 2 日 東京事務所（主たる事務所）を東京都新宿区に移転  
平成 8 年 1 月 1 日 BDO Binder BV(現 BDO International Limited)と業務提携  
平成 8 年 4 月 16 日 監査法人三優会計社より三優監査法人に名称変更

### 2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

### 3．業務の内容

#### (1) 業務概要

監査証明業務（公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する業務をいう。以下同じ。）として 197 社（うち大会社等 63 社）、非監査証明業務（公認会計士法第 2 条第 2 項に規定する業務をいう。以下同じ。）として 97 社に対して業務を実施しました。なお、当期における増減は、以下の通りであります。

#### 監査証明業務

	金商法・ 会社法監査	金商法 監査	会社法 監査	学校法 人監査	その他 法定監査	その他の 任意監査
新規契約	1 社	－社	2 社	1 校	3 社	3 1 社
種別変更増	1	－	5	－	－	－
非更新	▲ 1	▲ 2	▲ 3	－	▲ 2	▲ 1 1
中途解約	－	－	▲ 2	－	－	▲ 2
種別変更減	▲ 1	－	－	－	－	▲ 5
計	－	▲ 2	2	1	1	1 3

非監査証明業務

大会社等	一社
その他の会社等	19社

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

平成30年6月30日現在

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	63社	62社
②金商法監査	-	-
③会社法監査	31	1
④学校法人監査	1	-
⑤労働組合監査	-	-
⑥その他の法定監査	13	-
⑦その他の任意監査	89	-
計	197	63

(4) 非監査証明業務の状況

平成30年6月30日現在

区 分	対象会社等数	備 考
大会社等	5社	
その他の会社等	92	

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

職業専門家としての社会的使命を全うするため、経営理念及び行動指針を周知徹底し、年度ごとに事務所経営方針を伝達の上、業務を遂行することとしており、組織的運営を行うことによって、より公正で透明な事務所運営が図られ、業務の執行がより適切に実施されることを基本方針として考えております。すなわち、最高意思決定機関である社員会、監査業務上の重要事項の決定機関としての代表社員会、また日常業務全般に亘る意思決定機関である常務会の決定を基に、統一的に業務を執行しており、更に、事務所内に設置した品質管理本部が、その傘下の5つの部（品質管理部、審査部、研修推進部、内部監査部、リスク管理部）を有機的に機能させることにより、業務執行が適正に行われる体制を確保しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 独立性の保持のための方針の策定（職業倫理及び独立性）及びその実施に関する措置

当監査法人における職業倫理及び独立性についての方針と手続を「職業倫理及び独立性の保持に関するマニュアル」に定めて運用しております。当該マニュアルは、公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠しております。具体的には、毎年専門要員に対し、「職業倫理に関する誓約書」又は「倫理に関する誓約書」、及び日本公認会計士協会所定の「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、職業倫理を遵守していること及び独立性が確保されていることを確認しております。問題が発生した場合もしくは発生の可能性が高いと判断した場合には、速やかに解消することとしております。また監査業務の主要な担当社員等のローテーションについては、同じく「職業倫理及び独立性の保持に関するマニュアル」に拠って、大会社等及び大会社等以外の一定規模以上の事業体の監査業務について、継続して関与できる期間及び必要なインターバルを、それぞれ7会計期間を超えないこと及び最低2年と定め管理しております。

② 監査契約の新規の締結及び更新並びにその実施に関する措置

当監査法人の規模及び組織、専門的な知識・能力及び経験を要求される監査業務に対応するため、関与先の誠実性や当監査法人が倫理規則等を遵守すること並びに監査実施者の確保の状況等その他重要事項を考慮して決定できるよう、「保証業務契約の新規締結・更新又は解除マニュアル」を定めて運用しており、監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、評価したリスクに応じた方法により承認を受けることになっております。

③ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任並びにその実施に関する措置

職員の採用に関する方針及び手続を定めた「採用規程」に基づき、監査業務を遂行するのに必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材を採用することとし、採用計画に従って実施しております。

役職員の業務遂行上必要な技能の修得、職務能力の向上、育成に関して必要となる教育研修制度について定めた「教育研修規程」に基づき、定期研修会のほか随時研修会等による研修を実施し、計画的に監査実施者の監査業務遂行に必要とされる能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材育成に努めております。なお、日本公認会計士協会継続の専門研修制度（CPE）に関して、履修状況の徹底管理を行っております。

職員については、人事管理の公正かつ民主的運営を促進して経営能率の向上を図ることを目的として能力・適性及び成績を考課し、これに基づいて昇給・賞与及び昇格を決定しております。

また、社員については、品質管理を最重要事項とし、人事管理の公正性と経営の合理性を確保することを目的として、能力、適性、業績を考課し、当該考課結果を昇給・昇格および人材育成に反映しております。

監査実施者の選任は、専門的能力、実務経験及び監査リスク等を総合的に勘案して、業務の内容と複雑さの程度が類似した監査業務への従事及び適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度並びにこれまでの実務経験等を考慮して実施しております。

④ 業務の実施及びその実施に関する措置

「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日 企業会計審議会)等に準拠して、「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理全般についての指針及び手続を整備し、それらに基づき監査業務を遂行しております。また、以下の点についてはその実施に関する措置を特段の定めによって行っております。

i) 専門的な見解の問い合わせ

監査実施者の判断に困難が伴う重要な事項のほか、法律的な見解が必要な場合やその他専門領域の知識・見解が必要な場合については、専門的な見解の問合せや当該問合せによる最終見解の文書化等を「専門的な見解の問合せマニュアル」に定め、当監査法人内外の適切な者と協議しながら適切な措置を取ることとしております。

ii) 監査上の判断の相違の解決

コンカリングレビュー方式では、監査責任者とコンカリングレビューパートナーとの間において、監査上の判断に相違がある場合、上級審査会において審議し、ケースによっては更に当監査法人の最高意思決定機関である社員会において十分な検討を行った上で最終結論を得ることとしております。

また、コンカリングレビュー方式を採用しない場合の審査は上級審査会で行いますが、監査責任者と上級審査会との間において、監査上の判断に相違がある場合、当監査法人の最高意思決定機関である社員会において十分な検討を行った上で最終結論を得ることとしております。

iii) 監査証明業務に係る審査

すべての監査業務について、監査意見の表明に先立ち、監査計画、専門要員の独立性、会計処理の妥当性、監査意見の妥当性、監査対象財務諸表の表示の妥当性等について、コンカリングレビュー制による審査を経て、監査意見形成に係る結論を得ることとしております。審査業務の担当者は、審査対象の監査業務とは直接に関与しない独立した立場から客観的な視点で監査業務の審査を行っております。

なお、重要な検討事項については、合議制で実施される上級審査会で審査を実施しております。また、不適正意見や意見不表明などの事案については、社員会での審議を必要としております。

⑤ 品質管理のシステムの監視及びその実施に関する措置

品質管理システムの遵守状況を監視するために、品質管理本部の内部監査部が「品質管理監視マニュアル」に従って、日常的監視及び定期的検証を行っております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じておりません。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月（レビュー報告書交付年月）

品質管理レビュー 平成 29 年 3 月

同フォローアップ・レビュー 平成 30 年 1 月

特別レビュー 平成 28 年 3 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

日常的監視及び定期的検証の結果、適正であることを品質管理の最高責任者である統括代表社員が報告を受けると共に、その内容を確認しております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

BDO International Limited

(2) 提携を開始した年月

平成 8 年 1 月

(3) 業務上の提携の内容

提携先からの監査・相談の依頼

(4) ネットワークにおける取り決めの概要

ロゴマークの使用、監査マニュアル及び監査ツールの提供・利用、研修・国際会議の参加等

## 二. 社員の概況

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合 計
28 人	-人	28 人

### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

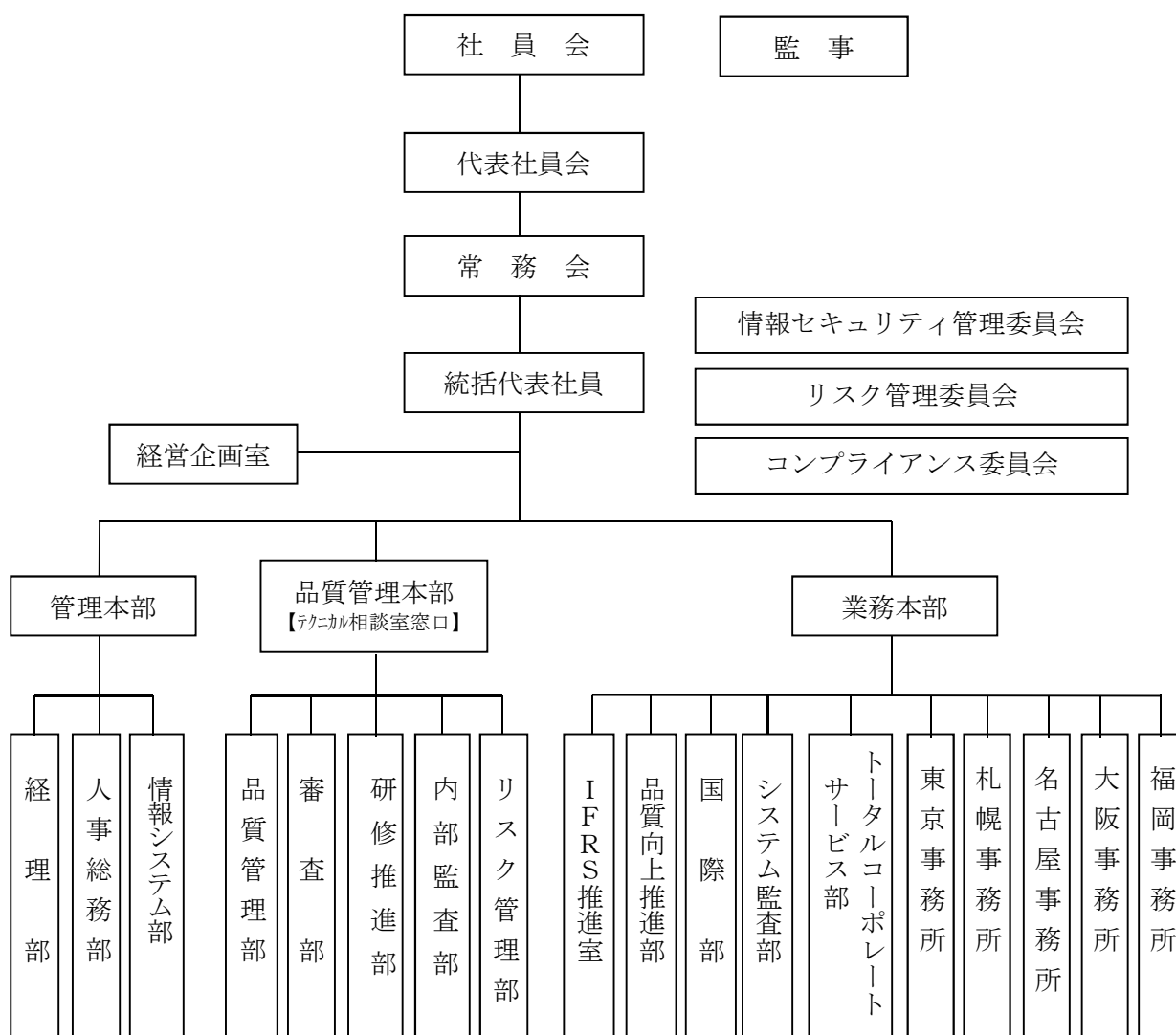
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	合 計
社員会	法人の最高意思決定	28 人	-人	28 人
代表社員会	監査業務上の重要事項の決定	13 人	-人	13 人
常務会	経営に関する事項	6 人	-人	6 人

## 三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	合 計	
(主) 東京事務所	東京都新宿区西新宿一丁目 24 番 1 号	15 人	-人	15 人	57 人
(従) 札幌事務所	札幌市中央区大通西四丁目 6 番地 1	2	-	2	-
(従) 名古屋事務所	名古屋市中村区名駅南二丁目 14 番 19 号	3	-	3	3
(従) 大阪事務所	大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 16 号	5	-	5	2
(従) 福岡事務所	福岡市中央区天神二丁目 14 番 13 号	3	-	3	5

四. 監査法人の組織の概要

三優監査法人組織図



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 31 期 平成 28 年 7 月 1 日～ 平成 29 年 6 月 30 日	第 32 期 平成 29 年 7 月 1 日～ 平成 30 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	2,361,918	2,548,182
非監査証明業務	185,805	218,905
合 計	2,547,723	2,767,087

2. 直近の2会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、添付致しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当ありません。

六、被監査会社等（大会社等に限る）の名称

1. 金商法・会社法適用会社

No	被監査会社名	No	被監査会社名
1	(株)アールシーコア	33	デジタルアーツ(株)
2	イーサポートリンク(株)	34	(株)デジタルアドベンチャー
3	(株)インテリジェントウェイブ	35	(株)TOKYO BASE
4	(株)イントランス	36	トラストホールディングス(株)
5	(株)インフォメーション・デベロップメント	37	(株)なとり
6	(株)ウィルグループ	38	(株)No. 1
7	(株)エイジス	39	日本金属(株)
8	(株)エクセル	40	(株)日本エスコン
9	エバラ食品工業(株)	41	日本ファルコム(株)
10	(株)エフティグループ	42	(株)ハウスフリーダム
11	(株)エボラブルアジア	43	(株)ぱど
12	(株)エムビーエス	44	PCI ホールディングス(株)
13	(株)エリアクエスト	45	フィールズ(株)
14	(株)エルテス	46	(株)フジックス
15	(株)大戸屋ホールディングス	47	(株)フルッタフルッタ
16	(株)オプトエレクトロニクス	48	ブルドックソース(株)
17	キャリアバンク(株)	49	(株)プレミアムウォーターホールディングス
18	共立印刷(株)	50	(株)ブロッコリー
19	窪田製薬ホールディングス(株)	51	マルサンアイ(株)
20	(株)グランディーズ	52	(株)マルマエ
21	(株)クリエイイトSDホールディングス	53	ミナトホールディングス(株)
22	サンフロンティア不動産(株)	54	(株)ミロク情報サービス
23	(株)三洋堂ホールディングス	55	メディアファイブ(株)
24	(株)スマートバリュー	56	(株)USEN-NEXT HOLDINGS
25	(株)ソフトフロントホールディングス	57	(株)ユーラシア旅行社
26	ソレイジア・ファーマ(株)	58	ユニデンホールディングス(株)
27	(株)ダイオーズ	59	リネットジャパングループ(株)
28	(株)地域新聞社	60	(株)LibWork
29	(株)力の源ホールディングス	61	(株)レーサム
30	(株)テイツー	62	ワイエスフード(株)
31	(株)デイトナ		
32	テクノアルファ(株)		

2. 会社法適用会社

No	被監査会社名	No	被監査会社名
1	カルチャ・コンビニエンス・クラブ(株)		